

未指定仏像実態把握調査事業業務 企画提案書評価基準

	評価項目		評価基準	配点	小計
	番号	内容			
業務遂行能力に関する事項	①	業務実績	・過去5年間(平成26年4月1日～平成31年3月31日)において、国または地方公共団体主体の「仏像」に関する調査業務の実績があるか。	10	30
	②	業務実施方針	・委託業務の目的・条件を理解した上で、業務実施方針を定めているか。	10	
	③	業務実施体制	・円滑に業務を遂行するための必要な体制が確保されているか。	10	
企画提案に関する事項	④	業務実施フロー、スケジュール	・事業項目ごとに細分化・具体化されたフローになっているか。 ・業務内容に応じた合理的なスケジュールになっているか。	10	50
	⑤	調査対象物件の選定(1)	・指定候補物件の充実を図るとともに、「なら歴史芸術文化村」における要修理事物候補の基礎資料となる物件を選定しているか。	20	
	⑥	調査対象物件の選定(2)	・選定された調査対象物件(市町村史や市町村刊行の調査報告書等から中世以前の木造の重要作品を抽出)により、実施業者としての視点、仏像に関する十分な知識を有していると認められるか。	20	
価格に関する事項	⑦	事業コストの妥当性	・経費の内訳が明確に示され、個々の項目の単価・数量が妥当な積算になっているか。	10	20
	⑧	見積額の評価	・経費削減に向けての具体的な努力や工夫がみられるか。 (委託上限金額以下の有効な見積を評価対象とする。見積価格が委託上限金額から一定率下がるとに基準点に加点。)	10	
評価点合計				100	100

※ 評価する審査委員の合計点を集計し、最高点のものを最優秀提案者とし、次点のものを優秀提案者とする。
ただし、総得点が一定基準(満点(100点×評価する審査委員数)の6割)に達しない場合は、最優秀提案者または優秀提案者とししない。

※ 提案者が1者のみの場合、総得点が一定基準(満点(100点×評価する審査委員数)の6割)以上である場合は、最優秀提案者とする。

※ 最優秀提案者または優秀提案者の選定にあたり、総得点が同点であった場合の措置について

- ① 当該同点者の順位は、合計点で1位の評価をした審査員の人数により決定する。
- ② ①が同数の場合は、審査会会長の合計点により当該同点者の順位を決定する。
- ③ ②が同数の場合は、審査会会長が当該同点者の順位を決定する。